

第3回学習講演会 2018年8月18日 「市民の政治参加を阻むものは何か」

岡本仁宏・関西学院大学法学部教授

(西洋政治思想史、NPO/NGO論、政治哲学 日本NPO学会会長)

1. 市民の政治参加は、低いか？

①投票率の国際比較では、それほど低いとも言えない

投票率の年齢格差が著しい。90年代以降、若年層とくに20歳代の激減ぶりが顕著。

若年層の政治への関心はそれほど低くはない。(世界青年意識調査2008)英国などは無茶苦茶低い。日本では、関心はあるが、投票率が低い

②民主主義制度の下で、どの程度の市民の政治参加が妥当か？ という議論は可能。

③「政治参加」は、=いわゆる「革新的な政治勢力の増大」ではない。

2. 若者の投票率がどんどん下がってきている

①若者が、自民党支持の指向性を持つようになり、同時に投票率が下がっている。

2017.2.5「安倍政権考 若返る自民、老化する民進 年代別の政党支持率を見てみると」
(サンケイ新聞)

②現状肯定的と言ってよい(オルタナティブが見えない)

雇用が上向き、景気が向上、もっと良くて当然、という意識はない。(50万人世論調査)

③不安定雇用の割合は大きい

しかし、「連合」的な「大企業正規職員組合=中高年正規雇用者」への共感が持てない。

労働運動としての連帯性を持ち「国民」的基盤を持った運動の一角にはなっていない。

→逆に言えば、労働者の連帯をつくらないと、ヨーロッパ型の社会民主主義政治は実現しないのではないか？(体制変革の基盤づくりは困難)

④護憲体制保守派は存在するが、社会主義体制というオルタナティブが消滅

・「現状をなんとかやりくりする」という点では、自民党が良い、という感覚。

・「どんな資本主義社会をつくるのか」という水準での議論になる可能性はある。野党は、安倍政権の権力的腐敗を攻撃することでは連帯できるが、オルタナティブ構想での一致点を見出すことができていない。バラバラ。

・魅力的な体制構想があるか。社会が変化したらよい世界がやってくるのか。もし、変容させても現状以上に良い社会が来るのだろうか。

・とくに、経済システム構想を含む体制構想は少なくとも、反市場ではない。技術革新も持続的に行われ、日常生活の変化は、企業の商品やサービスによって実現され、革新されている。資本主義は、保守派ではない。青年層が新しい世界が、技術革新と企業によって切り拓かれている、と考えるのは、自然。

⇒⇒ 政治変革への期待感は高くなっていく。

・社会主義に代わるオルタナティブとは何か？ 投票に行けば「もっと良い社会が来る」という実感を持てるか？ 暮らしのあり方をどう考えるか—という将来構想のイメージがあれば…？

3. ナショナリズムと日本の地政学的な地位の変容

①55年体制の下でのナショナリズム・シンボルは、ある程度左翼のものだった。

・「反米愛国」「沖縄を返せ！」

②しかし、中国の脅威（韓国との慰安婦問題・領土問題で紛争、北朝鮮との間の紛争）（領土問題は、ナショナリズムにとって中心的な争点足りえる）が顕在化。日本の国際的地位の低下に伴って、中国の被害者意識が一般的になっている。

・「ナショナリズムとは、普通ならば寛容で平和的であるかもしれないナショナルな意識が火のように燃え上がる状態である。それは通常、傷一何らかの形の集団的な屈辱によって惹起されるようである」「曲げられた小枝(the bend twig)」I・バーリン

③今後も、この地政学的変容に対処する政策を持つことは不可欠。

・しかし、この点で、脱アメリカ覇権を単純に打ち出すことは、景気のいい掛け声になるが、容易ではない。長い調整過程が必要。
・今日の「革新」は「技術革新」。市場の方が革新機能を持つ。企業の社会的革新をポジティブに評価しながらも、「社会が変われば…」というワクワク感がない状況にある。

4. 参加型の地域づくりは非常にトレンドイ

①参加型あるいはマルチ・ステークホルダー型の地域づくりは、国策になりつつある

・厚労省や国土交通省等、軒並みに、地域での社会課題について、行政に住民や住民団体の参加を組み込んで、執行体制をつくらうとしている。ある種の集団的な動員体制でもあり参加体制でもある。省庁別に、様々な政策が軒並み広がっている。

・「地域共生社会」 厚労省

◆社会福祉法の改正（2018年4月1日施行）

第四条地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（「地域住民等」）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（「地域生活課題」）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

◆「共助による地域づくり」あり方検討会とりまとめ 国土交通省（2018年3月）

【共助による地域づくりを支える担い手の役割】

地域住民、地縁組織、NPO等、企業、地域金融機関、大学等の教育機関、地方公共団体といった多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働することによって実現。

【共助による地域づくりの課題】

○モノ、ヒト、カネの編在や埋没

地域づくりに必要なモノ（空間、特産品、文化等）ヒト（人材、ノウハウ）カネ（資

金)は、地域内外に多種多様に存在しているが、特定の地域や組織に編在し、必要とするところに結びついていない、あるいは、地域や組織内に埋没し、認識されていない。

○既存の社会システムの限界

共助の新たな活動が自助か公助かの二分律で評価されてしまい、NPO等に必要な資金や人材が十分に供給されていない。自助、共助、公助がどうバランスすることで社会が適正化されるか等についても議論が必要。

◆「小さな拠点の形成」「集落生活圏」「地域運営組織の法人化」 内閣府

「小さな拠点情報サイト」「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告」

「地域再生」

→「地域での参加がなければ、福祉やまちづくりは進められない」という認識は、行政ではかなり一般的になっている。

②それは、地域自治に結びついていくだろうか？

・縦割りのままでは、困難。地域コモンズ・資源の共同管理等、自治的な要素が入ることが必要だろう。

学校1校当たり平均建設費約13億円

姫路市小学校区 平均人口 7,763 平均世帯数 3,084

今は、多様な施設との接合が進んでいる。サードプレイス形成にもつながるか？

(ただし、地域的な差異への配慮が不可欠)。

③それは、政治参加に結びついていくだろうか？

・地域課題の具体的解決という水準では、すぐには政治参加に結びつかない。政策の転換という点では、与党政治家への陳情や関係構築に結びつく場合が多い。

古典的な地域名望家を中心とした地域管理システムとそれと結びついた政党の集票機構の再構築につながる可能性もある。

④とはいえ、地域をどのように運営していくのか、という視点での議論は重要

・地域への社会参加が、政治参加に結びついていく動きをどうつくるか？

「社会参加を広げる」はすでに国家の方針になっている。それを「自治の仕組み」につなげる、「暮らしのつくり方の変容」を経て、どのように政治参加につなげていくかがカギ。

・市民自治から2つの視点が考えられる。

i. 権理 (right=justice) 視点がありますか？

例えば、LGBTの視点、高齢者や障がい者自身の視点、個人のエンパワーメントの視点は？ EX. *Right To Friendship? Challenging the barriers to friendship for people with disabilities*, SENCE, 2017

訴訟によって実現を保障されている権理 (正義として保障される権理)

⇔恩恵、慈悲、サービス

ii. 自治の視点が入ってますか？

例えば、たくさんのNPO、見えてますか？

例えば、コミュニティ施設としての学校、その建て替えや運営はどうやって決める？

地域が自分たちのものなら、学校にレストランやパブをつくらうという意識があ

ってもいい。地域のレストランが順繰りに調理を提供すればいい。

5. NPOの意味

①社会参加と言えば、NPOやボランティアが想起される

- ・阪神淡路大震災(「ボランティア元年」、それ以前からボランティアもNPOも存在していた)
- ・今年、特活法人法施行20周年、公益法人制度改革10周年。
- ・この20年は、いわゆる市民社会領域にとって非常に大きな転機となった時期。

長い目で市民の政治参加を考えるためには、非営利社会活動への参加を視野に入れる必要がある。

②NPOは、特活法人だけを指しているのではない。非営利組織一般のこと

日本では、一般類型として

- ・公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、
- ・特定非営利活動法人、
- ・一般社団法人(非営利徹底型・共益型)、一般財団法人(非営利徹底型・共益型)
- ・一般社団法人(普通法人型)、一般財団法人(普通法人型)

特定領域類型として、特別法による法人として、膨大に存在する。(法人税法の公益法人等では、100以上)

- ・社会福祉法人、
- ・学校法人
- ・宗教法人
- ・社会医療法人
- ・商工会議所
- ・その他、更生保護法人、職業訓練法人等

これらが分断されていて、一つの非営利領域、特に公益的非営利領域がセクターとして存在感がない。

③「社会的企業」論の展開と新しい動き、休眠預金をめぐる議論

④アドボカシーと選挙政治

・制度問題

1. 55年体制下では、

- ・集票・政治献金・天下り・圧力行動の基盤としての活発な政治活動
- ・底辺の自治会・町内会の非政治化(一定の市会議員基盤)
- ・体制外部に存在する社会運動

2. 98年以後は、

- ・公益法人セクターは、かなり整理された。同業組合・専門職団体的法人、宗教団体は、依然、一定の範囲で選挙活動に密着。
- ・自治会・町内会の高齢化・衰退と、新しい動向⇒注目
- ・特活法人等の、選挙活動はしないが、一定の範囲でアドボカシーをする団体が生まれる。社会運動的団体もあるが、社会サービス系団体が多い。

- ・「市民」というときのある種のリアリティができてきている。つまり、公益マインドを持って日常的に活動する、能動的な市民層。経営能力もあり、地方政治との親和性もある。

6. 公職選挙法における選挙活動制限や公務員の政治活動制限などの市民の政治活動制限制度

- ①公職選挙法の問題
- ②公務員の政治活動制限

7. むすび

まとめ

- ①「別の未来」(オルタナティブ)を示せる革新的構想力が必要
 - ・反グローバリゼーションは、部分的には可能だが、戦略的ではない。
 - ・グローバリゼーションで拡大した貧富の差に対する安心と平等の構想を、実効的に形にする戦略。もちろん、この戦略自体がグローバルな国家間・多国籍企業間での競争関係の中で制約されざるを得ないことを前提にして。
 - ・増税戦略 普遍的サービス 井出英策プラン
- ②地域における社会的な市民としての成熟を、政治参加に繋げていく道筋の構想
 - ・地域
 - ・NPO・ボランティア
- ③政治参加抑制制度についての自覚と課題化を。

⇒私たち一人ひとりの生の現場が、世界史の最先端。

(文責・松本誠)